

The conference of Tohma



2011.2
第147号

とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111

第4回定例会開催



平成23年新年交礼会（1月6日）

今号の目次

町政を問う(一般質問) P 2

議案の審議 P 9

地方の声を国政の場へ（意見書） P11

第4回臨時会 P13

議会のうごき P14

委員会活動 P14

議案審議の結果 P15



平成22年

第4回定例会

平成22年第4回定例町議会は、12月15日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、町長の行政報告、4議員からの一般質問につづき、人権擁護委員候補者の推薦、補正予算6件、さらに議員より提出された意見書2件などを審議しました。

なお、今号では第4回臨時会（11月26日開催）の審議結果についてもお知らせします。

〔議案審議結果は15ページをご覧ください〕

A & Q

●
ここが聞きたい

町政を問う

第4回定例会において、山下、成田、長瀬、加藤の4議員が一般質問を行い、教育長と町長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

問
本町における
「いじめ」問題への対応は

育

答
「いじめ」はあるとの
認識を共有し対応

教



山下 議員

問

10月に群馬県桐生市の小学6年生女子児童、11月には千葉県市川市の中学2年男子生徒。ついには、札幌市内中学2年の女子生徒の「いじめ」が要因と見られる飛び降り自殺は国民に大きな衝撃を与えています。

依然として後を絶たない「いじめ」は、たびたび社会問題になって断ち切れていないのは解決の道が複雑化しているのか強い危機感を持つものです。

本町においては揺るぎなく学校経営され、校長を中心とする全職

員が課題を共有し、教育に取り組んでいただいています。本町のいじめなどの実状を教育長にお聞きいたします。

また、文部科学省は実態把握と未然の防止策として「いじめ」の早期発見と解決のために、組織的対応を強調した教師用研修プログラムのモデルを作成することを打ち出していますが、果たして「いじめ」の早期解決に有効なのか疑いをもつものであり教育長の見解を伺います。

根本的には複雑化する大人社会における人間関係の希薄がいじめ問題の大きな要因とも考えられます。本町でも過去にいじめ問題が発生した事例が複数あります。そのため組織内（教育委員会、教育委員、教育現場）においてより確固たる連携が重要であり、「命の

大切さ」を学校教育において再点検し、しっかりと身につくように配慮していく事が喫緊の課題と考えます。

旭川市内の一部小中学校の教育現場では「Q-U」などの心理テストを基に、学校生活満足度を調査して心の状況を把握し緊急支援が必要な児童生徒に的確に指導するなど共同生活の意欲向上に懸命な取り組みをされていると聞いております。

教育長は、今後、この問題解消スキルをどのような取り組みで進めていけるのか、併せて3件について伺います。



糠谷 教育長

答

児童生徒が自ら命を絶つ痛ましい事件・事故は後を絶たず、私も大変悲しく残念なことで捉えております。

特に札幌市で発生した事故は、調査中とは言え「いじめ」の可能性を否定できず、身近なところ

起きた事件でもあることから大きく取り上げられております。

子供たちにはいかなる事があっても、自ら命を縮めるような事がないようお願いいたします。

本町のいじめの実状でございますが、ご承知のとおり現在の「いじめ」の定義は、当事者が「いじめ」と思えば「いじめ」になります。

そう言った意味合いにおいては、町内の学校におきましても「いじめ」は発生しております。

「いじめ」の実態の把握ですが、各学校におきましては、「いじめの実態に関するアンケート」の実施や一部面談などによるものほか、教職員一人一人が、常に「いじめはある」との認識を持ち、子供たちの小さな変化を見逃すことのないよう対応しております。

「いじめ」の内容につきまして、プライバシーの保護から公表は控えさせていただきますが、適時、迅速に対応しており、大事には至っておりません。

次に、文部科学省が「いじめ」の早期発見と解決のため作成を決定した「教師用研修プログラムのモデル」がありますが、新聞報道

ットを操作しており、その事が危
ない道につながることもあり、上
部機関の指導を受けながら学校の
先生方と連携をとって子供の指導
をしています。

習会でございますが、我々も承知
してまいりました。本日は参加すべ
きですが、先に、上川教育局の主催
で講習会が開催され、そちらに職
員が出席していますので、ご理解
願いたいと思います。

問

旧ゴルフ場予定地の買い戻しを

答

所有会社と山林育成を協議

山 林 保 全



成 田 議 員

問

当麻ダム上流の旧ゴルフ
場予定地は事業を断念し、
当初所有していた豊国興産が土地
をほかに譲渡しています。

本来、ゴルフ場として事業を行
わない場合は当麻町で買い戻す約
束で契約がされていたため、買い
戻しについて相談があったようで

ですが、豊国興産の事情によりその
時点で町として対応できる状況を
逸し、ほかへの譲渡となったこと
は誠に残念な結果であります。

平成4年1月の計画における地
目面積は、山林原野、宅地、公衆
道路、田畑の合計285haで、売
買に至らなかった田畑を除くと
278・8haが豊国興産からほか
へ譲渡されました。

私が心配するのは、当麻ダムは
553haの水田を潤す水源地で、
ゴルフ場予定地だった山林原野
269・9haは「北海道一の当麻
米」に大きな影響を与える水資源

で、まさに「緑のダム」でありま
す。

本町と関わりのない所有者です
から、もし営利目的に立木の皆伐
などされた場合は、その水資源を
失うばかりか大雨時の災害も予想
されます。さらに所有者がたびた
び変わった海外投資家や企業に
所有された場合は、大変困難な状
況が予想されます。

本町の所有であれば、森を育て
ることで安定した持続的可能な雇
用の場が得られ、一団地の面積が
大きいため森林経営に理想的な計
画の立案、作業の効率化が図られ
ます。また、森林が持つ多面的機
能の保持やCO₂の削減、何といっ
ても「当麻農業を守る」というこ
とが考えられます。

現在、当麻町の財政は、これま
での厳しい状況から健全で明るい
方向へ進んでおり、一時期底をつ
いていた基金も12億円にまで回復
しました。その当時は、このよう
な発言ができない情勢でありまし
た。現在の所有者に本町の事情
を理解いただき、早い段階で町が
278・8haを一括で買い戻しさ
れないのか、町長の考えを伺いま
す。

答

当麻ダムの上流域にある
旧ゴルフ場予定地につきま
しては、豊国興産がゴルフ場の建
設を断念した後におきましても山
林のまま所有しておりましたが、
平成20年7月、札幌の土地開発業
者から旧ゴルフ場予定地を購入し
た後、他社へ転売する内容の情報
が入りました。

町としましては、取得しようとして
いる会社が、どのような会社
なのか、取得する目的が何なのか
不明であり、議員ご指摘のとおり
「北海道一当麻米」の栽培環境に
対し大きな影響を与える懸念があ
ったことから、町が取得すべく豊
国興産と協議を行いました。条
件が折り合わず、札幌の土地開発
業者が購入された後、コンピュー
ターのソフトウエア開発を主とす
る会社に売却されました。

このソフトウエア開発会社に対
し、町の考えをお伝えしたとこ



菊 川 町 長



る、「当社は経営活動の一環として環境保全を促進し、環境負荷の軽減に努めることを会社の理念として取り組んでいます。当麻町の山林取得についてはその一環であり、CO₂削減等に寄与することを目的として長期的に保有するもので、当然今後とも森林として育成していく」との回答でありました。また、今後の森林整備計画につきましては、「会社としては当麻町以外にも山林を保有しているの、今すぐ当麻町にある山林について森林整備資金を投入することはできないが、計画的に森林整備や山林の育成を行う考えであるので、当麻町森林組合とも協議させていただき整備していきたい」との考えでありましたので、町とし

てもぜひ山林の育成を進めていただくようお願いしたところであります。

今後につきましては、町として旧ゴルフ場予定地を取得したソフ

トウェア開発会社と森林関係機関及び団体等と連絡調整を図りながら、山林育成とダムの水源確保を図ってまいりたいと思っております。ご理解願います。

問

財政健全化判断比率の公表に伴う
第3セクター等への指導体制は

答

今後とも安定運営に協力

財 政



長 瀬 議 員

問 地方分権の進展に伴い地方公共団体の財政運営について、地方財政の状況が極めて厳しい中で各団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、財政状況についてより積極的に情報を提示し、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要となっております。

す。地方公共団体の財政の健全化に関する公表の制度が設けられ、平成20年4月1日から財政指標の公表の規定が施行となり、平成20年6月の総務文教常任委員会で地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要が説明されました。当麻町も平成19年度に基づく健全化判断比率とその算定の基礎となる事項を平成20年9月の第3回定例会で議会に報告されており、平成21年度についても健全財政の数値がよりよい方向となっております。ことは大変喜ばしいことだと思います。

答 町 長 地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取る必要があることから、国では「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を制定し、本町におきましては、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金

しかし、公会計の整備について、新地方行革指針等に基づきバランスシート及び行政コスト計算書の活用を一層進めるとともに、公営企業や第3セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に積極的に取り組むよう要請されており、特に連結の対象となるのは、第3セクター等の出資比率50%以上はすべて対象となります。本町は当麻町森林組合に対し出資比率が65%になっております。平成23年度からは将来負担比率の中に含まれることとなりますが、第3セクターは利潤追求が課せられております。しかし、当麻町森林組合はここ十数年来出資配当もできない組合運営がなされています。今後、当麻町森林組合に対する指導体制をどう取り進めていくのか伺います。

不足比率を町議会に報告し、町民の皆さんに示しておりますが、いずれの数値も年々減少しており、健全財政の運営に努めているところであります。

公会計の整備につきましては、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」を整備するよう総務省からの指針があり、整備に向け検討を行ってまいりましたが、法的な作成義務は無く、作成する必要性について疑問があることから平成23年度に向けて財務書類を作成することを取りやめました。

公会計の整備につきましては、何らかの状況変化がありましたら、議員の皆さんに改めてご報告させていただきますし、現在の財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率等の情報公開などにより、健全財政の運営を町民に対して説明してまいります。

第3セクターの定義につきましては、明確な定めはありませんが、町が民間と共同で出資などを行っている場合は、全て第3セクターに包含されているという考え方が一般的であることから、そういう意味では当麻町森林組合も第3セ

クターの位置づけになるかと思えます。

しかし、平成23年度から将来負担比率の算定の中に含まれるのご指摘ですが、森林組合に対し、債務保証等をしておりませんので、現在も、又平成23年からも将来負担比率の算定には含まれません。また、第3セクターには、利潤追求が課せられているのご指摘もありますが、第3セクターを設立する意味としては、地域振興及び町民の福祉増進に寄与するために出資を行っているものであり、決して利益優先のために出資をしていくものではなく、とりわけ、当麻町森林組合につきましては、森林組合法に基づき設立されている団体であり、「組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的としており、営利を目的としてその事業を行ってはならない」と法に規定されております。

今後、森林組合に対する指導体制をどう取り進めていくのかとのご質問ですが、当麻町森林組合は、保育、造林事業の大部分を担っていただいている林業事業体として、また、近年増加している町有林から生産された素材の受

け入れ先として大変貴重な団体であることは、議員もご承知のことと存じます。

また、数年前には住宅建設の低迷や輸入木材の増加に伴う木材不況により全道的に製材工場の閉鎖や造材事業者の倒産が相次ぎ、当森林組合におきましても、製材工場を一時休業するなど困難な状況もありましたが、自助努力により克服されました。

平成21年度決算では871万5

千円の当期剰余金を出され、昨今の経済不況により、民間企業経営の7割以上が赤字経営申告をされている中で利益を確保されましたことは、森林組合役職員のご努力の賜物であり、高く評価し深く敬意を表するところであります。

今後におきましても、当麻町全体の森林を守る役割を持つ森林組合が安定的に運営されるよう町として協力してまいりたいと考えております。

問

- ①景気対策として 住宅リフォーム助成制度を
- ②国保広域化を阻止し、一部負担金減免の拡大適用を

答

- ①耐震化改修促進対策として すでに準備
- ②国保広域化の動向を注視 今後広報紙等により周知

景気対策・国保



加藤 議員

問

① 全国各地で地方自治体による住宅リフォームへの助成が広がっています。全国の自治体の約1割の175市町村、全道では179自治体のうち53市町村で実施しています。

住宅リフォーム助成制度は、住

宅をリフォームしたい住民に自治体が一定額の助成をするものです。例えば、10万円以上の改修工事に対して費用の10%最高20万円を限度に交付し、施工は地元の建築業者に発注します。

「建設不況」で仕事が減って困っている大工、電気、板金、水道、塗装工事に従事する建設関係者や祝い事をする際の料理の仕出し店、飲食店などに歓迎されています。

住民からも助成制度のあるうちに思い切って家をリフォームしたいと申請の動きが広がっています。自治体によっては事業予算の8倍から30倍の経済波及効果を上げているところもあり各自治体でも評価されております。

本町としても、中小企業、住民、地域を元気にする住宅リフォーム助成制度を実施する考えはないか伺います。

② 道は、北海道国保広域化等支援方針の素案を策定しました。これは、医療制度再編に沿って出された極めて重大な問題をはらんでいます。

もともと国保を広域化するシナリオを打ち出したのは、医療費の削減を進めた小泉・自公政権です。

政令指定都市や中核市など大規模国保ほど赤字であり、小規模国保である町村国保のほとんどは赤字です。国保広域化というのは、実は大都市国保の困難さを他の小規模市町村がかぶるということです。国保が広域で運営されれば、国保会計へ自治体独自に一般会計からの繰り入れができなくなり、多くの自治体で国保税が一気に引き上げられます。医療費の増加を国保税アップに直結させることで医療費を抑制しようとするものであり、このようなことは断じて認めるわけにはいきません。しかも、これは国保税の際限のない値上げにつながります。

すでに道から素案についての説明があったと思いますが、町はこれをどのように受け止めて、またどのように対応しようとしているのか、まず伺います。

次に、災害などで生活困難となった場合に適用される一部負担金の減免の国民健康保険法第44条について伺います。

本町では、当麻町国民健康保険条例施行規則第27条に規定されていますが、平成21年度減免の実績がゼロとなっています。

すでに旭川市では、今年度から一定の条件のもと過去1年以内の事業の休廃止、失業により収入が著しく減少した世帯に、窓口負担を軽減する国保法第44条を適用しています。

申請が認められた場合、入院、通院、歯科、薬局に支払う医療費が3ヶ月（最長6ヶ月で一度更新ができる）免除されます。また、国は減免に要した費用の1/2を補助することを決めました。

当麻町でも国保加入者の所得が減少するなか積極的に制度の活用を図るようにし、一部負担金の減免についても知らない人が多いので広報紙で周知してはいかがでしょうか。

町民の健康と暮らしを守るために行政として知恵を出し合い、道に対してものを言っていくべきと考えますが町長の考えを伺います。

町長

答

町長

① ご質問の一点目、景気対策としての住宅リフォーム助成制度についてですが、当町の住宅事情を顧みますと、昭和50年代前半には年間100棟を超える新築住宅が建設され、その住宅が築30年を経過してきていることから住

宅リフォームに対する需要は着実に増してきていると考えております。

また、全国的に頻発する地震による被害の発生を受け、昭和56年に建築基準法が改正され、新耐震設計法が盛り込まれたことに加え、平成17年には改正耐震改修促進法の施行により、平成27年までに住宅・建築物の耐震化率を90%とする目標が定められ、当町においても昨年度『当麻町耐震改修促進計画』を策定したところであります。

現在、町内には昭和56年以前に建てられた戸建て住宅が、約1,400戸存在しており、これらの住宅の耐震改修促進対策が大きな行政課題となっておりますが、町民の安心・安全を確保する上で、住宅リフォームに併せて耐震改修の実施を誘導していくことが必要であると考えます。

つきましては、新年度予算編成において「景気対策」としての位置づけよりも「安全な住宅と「快適」な生活を支援する施策としてご提案申し上げますので、その節にはよろしくご審議願います。

② ご質問の二点目、国保広域化

と国民健康保険法第44条についてであります。

国保の広域化につきましては、国民健康保険法の改正により、地域保険としての一元的運用を図るための環境整備として、都道府県の判断で広域化等を推進するため市町村への支援方針を定めることができるとされました。

先般、これに基づき、北海道が作成した広域化等支援方針の素案が示されましたが、主な内容は、市町村の自主的な広域連合等の設立に対する支援や収率向上対策などであり、都道府県単位の広域化などについては、北海道を始め全国知事会として慎重な姿勢をとっていることから、今回示された素案の中には盛り込まれておりません。

大都市国保の困難さを小規模市町村がかぶるとのご指摘でありますが、各市町村により所得階層や年齢構成、保険料・税の算定方法など違いがありますので、単純に財政状況の良し悪しや保険料・税の高低を比較することはできません。

また、大都市は被保険者の年齢層が低く、所得水準が高い傾向に

あることから、広域化により保険料・税が引き下げとなることも十分考えられますし、広域化は小規模市町村にとりまして、医療費の急激な増加や減少による不安定な運営の解消、保険料の平準化、事務の効率化などのメリットもあると捉えております。

一般会計からの繰入れについては、低所得者対策として保険税の均等割、平等割について7割、5割、2割の軽減のため繰入れを行っており、特別な事情がない中で法定外の繰入れを行うことは、国保会計の健全運営を阻害し、特別会計設置の趣旨にもそぐわないことから、慎重に考えなければなりません。

いずれにしましても、国保の広域化につきましては、国及び都道府県レベルによる議論を十分尽くしていただきたくと考えており、町村会とも連携しながら動向を注視してまいります。

次に、国民健康保険法第44条についてであります。同条では、医療を受けたときなどに負担する一部負担金を特別な理由により被保険者が支払えないと認められる場合には、減免及び徴収の猶予を

することができると規定されております。

また、国から対象基準として、災害等による死亡や心身の著しい障害、資産の重大な損害、干ばつや冷害などによる収入の減少、事業又は業務の休廃止、失業等による収入の減少などが示されております。

旭川市につきましては、事業の休廃止や失業等による収入の減少を対象としていなかったことから、本年度、国の基準に従い新たに対象に加えたものであります。当町ではこの規定を、以前から適用させております。

これまで利用や相談はありませんでした。雇用不安が続いている状況下であり、9月には、国から収入の減少の認定基準等について新たに示されておりますので、対象となる世帯の収入見込みや預貯金残高など、具体的な減免対象基準等を定めたいうえで、広報紙などにより周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、行政として知恵を出し合い、道に対してものを言っていくべきとのご指摘ですが、私は、町のどのような課題につきま

しても、議会と共に知恵を出し合い、解決に向けて努力してまいりますし、町単独の事案については町独自に、全道的な課題については道町村会を通じて具申してまいりますので、よく認識していただきたく存じます。



推せん

人権擁護委員候補者の推薦

平成23年3月31日で任期満了となります土橋章一氏（4条西3丁目）を引き続き委員に推薦することに適任として答申しました。



土橋章一氏



補正予算

平成22年度当麻町一般会計補正予算（第5号）

現行の予算に987万8千円を追加し、予算の総額を41億9,3

53万9千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、総務費の職員給与費で、職員共済組合負担率の確定等による減額。民生費の老人福祉費で、介護保険特別会計繰出金等の増額、児童措置費で、認可保育園の入所児童数の増加により保育所運営費事業で増額。衛生費の予防費で、子宮頸がんワクチンとヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料等を増額補正しました。

歳入では、民生費負担金で認可保育所保育料保護者負担金の増額。衛生費道補助金で子宮頸がん等ワクチン接種促進事業補助金等の増額。繰越金で前年度繰越金を増額補正しました。

質 疑

問

加藤議員

公営住宅柏ヶ丘団地の移転で、家賃の滞納のある人は、全額納入しなければ移転の基準に該当しないと説明されましたがいかがですか。

答

町 長

議員誤解しておりませんか。移転させないということではなく、移転順番の選考基準で評点が低いということです。

平成22年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

現行の予算に800万円を追加し、予算の総額を9億9,358万4千円としました。

◎補正の内容

歳出では、保険給付費の一般被保険者高額療養費で、給付対象となる高額な医療費の増により増額補正しました。

歳入では、療養給付費等負担金で一般被保険者高額療養費の増により増額。保険財政共同安定化事業交付金で交付対象の増により増額補正しました。

平成22年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）

現行の予算から93万円を減額し、予算の総額を8,621万円としました。

◎補正の内容

人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給率の引き下げと職員共済組

合負担率の確定に伴うもので、歳出では、総務管理費の一般管理費で減額補正しました。

歳入では、繰入金で減額。繰越金で前年度繰越金を増額補正しました。

平成22年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）

現行の予算に4,675万7千円を追加し、予算の総額を8億2,369万4千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、保険給付費の介護サービス等諸費で、訪問介護及び通所介護利用者の増加により居宅介護サービス給付金で増額、高額介護サービス費で自己負担上限額を超える利用者の増加に伴い高額介護サービス給付金等を増額補正しました。

歳入では、居宅介護サービスの保険給付の増額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、繰入金等を増額補正しました。

「上川管内町村議会議員研修会」が旭川で開催

平成22年度上川管内町村議会議員研修会が昨年の10月27日にロワジー ルホテル旭川で開催されました。

今回は「地球環境に挑戦する日本の技術と文化」と題して東京大学名誉教授の月尾嘉男氏による講演と、「全国に広がる地方議会改革」議会議基本条例から考える」と題して早稲田大学マニファレスト研究所客員研究員で前北海道栗山町議会議事務局長の中尾修氏による講演を中心に進められました。

月尾氏は、環境問題の原因や問題解決への挑戦について映像を交えながら講演されました。

中尾氏は、議会基本条例が増えている理由と住民との直接対話である「議会報告会」の意義について説明され、「議員の意見・議論を出し尽くすことが大事である」と講演されました。



平成22年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

現行の予算から27万4千円を減額し、予算の総額を1億5,523万5千円としました。

◎補正の内容

人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給率の引き下げ及び職員共済組合負担率の確定に伴い、歳出では、公共下水道費の一般管理費を減額補正しました。

歳入では、繰入金を減額しました。

平成22年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)

現行の収益的支出から904万6千円を減額し、1億581万8千円としました。

◎補正の内容

上水道事業費用の配水及び給水費で、漏水修繕費用の増加に伴う増額、総係費で職員数の減及び人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給率の引き下げにより減額しました。



意見書

地方の声を国政の場へ

第4回定例会で意見書2件を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

北海道は、積雪寒冷で広大な面積を有する自然条件にあることから、都市間距離が長く広域分散型社会という地域特性を有しており、高速交通ネットワークや道路網など、社会資本の整備充実は地域住民の生活の向上や地域の発展に欠かすことができない。

北海道の開発は、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置など、その時々々の国の課題解決に寄与することを目的に推進されてきたところである。

平成20年7月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」には、アジアや世界と競争しうる高品質な農林水産品の供給力強化や競争力の強化、自然資源を活かした観光の振興などにより、北海道が我が国の持続可能な経済社会づくりに貢献することを期待すると明記しているほか、高速交通ネットワークの強化、防災体制の推進がうたわれており、これらが国の下で確実に履行されると信じているところである。

こうした中、本年6月、来年度の国土交通省の組織見直しに関して、北海道局廃止との報道がなされ、道民に大きな衝撃と困惑を与えている。

また、8月末に公表された平成23年度国土交通省組織・定員要求においては、北海道局に関する要求はなかったが、国際局の新設が要求されており、今後、国家行政組織法に基づく局の総数規程により、廃止候補として北海道局が浮上する不安を払拭することはできない。

北海道は社会資本整備が遅れており、北海道開発予算の一括計上と直轄・補助事業に対する北海道特例措置といった北海道開発の枠組みは、今後も堅持されなければならない。

北海道局の廃止は、財政力が脆弱な地方の切捨てに繋がる大問題であり、北海道開発の比重が低下することが予測される。

これ以上の公共事業の削減は、北海道内の景気がさらに低迷する事態に陥ることが危惧される。

われわれは、将来の北海道開発を担う北海道局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を強く求めるものである。

政府のEPA基本方針策定に関する意見書

国は本年3月に閣議決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置付け、食料自給率目標の実現に向けた政策を重点的・効率的に実施し、国際交渉への対応については、国内農業・農村の振興を損なうことは行わないことを基本に取り組むこととしております。

こうした中、政府は11月9日「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、APEC首脳会議までに、EPA基本方針（包括的経済連携協定に関する基本方針）を策定することを表明し、外務大臣や関係閣僚からは農業をはじめ第一次産業を犠牲にしてもTPP（環太平洋連携協定）に参加すべきとの発言が相次いでおります。

しかし、TPPは関税撤廃を原則としており、例外品目もないことから、これに参加した場合、農業や関連産業などで約8兆円もの損失をこうむるとされており、地域の経済は壊滅的な打撃を受けることが懸念されています。

こうしたことから、我々は、わが国の食料安全保障と両立できないTPP交渉に現状のまま参加することには断固反対であり、これを断じて認めることはできません。

今後、基本方針の策定に当たっては、食料自給率目標の実現に向けて、農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な農業・農村の振興を図るため、次のとおり確固たる姿勢で交渉に臨むよう強く要望します。

記

- 1 関税撤廃を原則とするTPPへの参加は、北海道農業をはじめ地域経済・社会に壊滅的な影響を与えることから、断じて行わないこと。
- 2 農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、国内農業・農村の振興を損なわないよう対応すること。
- 3 包括的経済連携協定においては、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、農業・農村の振興を損なうことは行わないなどの基本方針を貫くこと。

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は3月です。お気軽においでください。

平成22年（11月26日開催）

第4回臨時会

条例の制定1件、一部改正4件と一般会計補正予算について審議しました。

（審議結果は16ページをご覧ください。）



条例

当麻町過疎地域自立促進基金条例の制定について

法律の改正に伴い、過疎地域自立促進市町村計画のソフト事業についても過疎対策事業債の充当が可能になりました。

しかし、総務省では、特別交付税の算定対象経費との重複を認めていないこと、また、平成22年度の特別交付税の算定経費の要望をすでに終えているため、この条例を制定し、当麻町に対するソフト事業の過疎対策事業債発行予定限度額の6,281万2千円を全額基金に積立て、過疎地域自立促進市町村計画の変更後、対象事業に充当します。

当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、人事院勧告に基づき国家公務員の給与法が改正されたことに伴い、職員の給与と期末・勤奨手当について改正するものです。

改正内容は、期末・勤奨手当について、公務員と民間給与の支給格差に基づき、支給月数を0・2カ月分引き下げ、年間の支給月数を3・95カ月分としました。給与では、40歳以上の職員は平均で0・1%、行政職給料表の6級に格付けされている55歳以上の職員で1・5%引き下げました。また、平成18年度から実施していた期末・勤奨手当に係る役職加算の独自削減を、平成23年4月から解除します。

当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、町長、副町長、教育長の期末手当について改正するものです。

改正内容は、人事院勧告により職員の期末・勤奨手当の支給月数が改正されたため、職員と同様に0・2カ月分削減し、年間の支給月数を3・95カ月分としました。

また、平成18年度から実施していた期末手当に係る役職加算の独自削減を、平成23年4月から解除します。

当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、当麻町議会議員の期末手当について改正するものです。

改正内容は、厳しい経済状況、雇用情勢に伴い、議員自ら期末手当を職員と同じ支給割合にするため0・2カ月分削減、年間の支



補正予算

平成22年度当麻町一般会計補正予算（第4号）

現行の予算に6,281万2千円を追加し、予算の総額を41億8,366万1千円としました。

◎補正の内容

過疎地域自立促進基金管理事業に関するもので、歳入では町債の総務債を、歳出では諸支出金の基金費を増額補正しました。

また、地方債の補正で過疎地域自立促進基金管理事業の起債についても限度額の追加を行いました。



報告

例月出納検査の結果

監査委員より平成22年9月・10月・11月に実施した検査結果が報告されました。



演芸の夕べ

議会のうごき

11月9日
▼
2月10日

11月

- 9日 総務文教常任委員会
- 15日 全員協議会
- 16日～19日 議会運営委員会
- 19日 町村議会議長全国大会・上川中央部町議会議長会現地研修会・上川町村議会議長会臨時総会（議長↓東京都）
- 交通安全町民集会・演芸の夕べ

12月

- 1日 総務文教常任委員会
- 2日～3日 上川中央部町議会事務局 長会議（局長↓旭川市）
- 5日 米販売対応（議長↓東京都）
- 6日 当麻消防団第5分団新庁舎落成祝賀会
- 8日 産業福祉常任委員会
- 9日 市街地区町内会連合会役員及び民生委員合同研修会（正副議長）
- 11日 白鳥富雄氏叙勲祝賀会
- 15日 第4回定例会
- 17日 全員協議会
- 20日 議会報編集特別委員会 歳末における地域安全運動（議長）
- 29日 TPPを検証し地域を守る上川地方総決起大会
- 25日 上川中部消防組合議会臨時会（組合議員↓上川町）
- 26日 第4回臨時会
- 29日 議員会研修会
- 大雪浄化組合議会定例会・愛別町外3町塵芥処理組合議会定例会（組合議員↓比布町）

1月

- 5日 当麻消防出初式
- 6日 新年交礼会
- 9日 成人を祝う会
- 13日 水田農業推進協議会
- 19日 当麻町交通安全3団体新年会（議長）
- 20日 上川町村議会事務局長後期研修会（局長↓旭川市）
- 21日 全員協議会
- 25日 議会報編集特別委員会
- 27日～28日 第1回臨時会
- 28日 上川町村議会議長会役員会（議長↓旭川市）
- 28日 初議会の進め方等に係る研修会（局長↓札幌市）
- 30日 上川中部消防組合議会臨時会（組合議員↓上川町）
- 当麻消防団第2分団創立100周年記念式典並びに祝賀会
- 27日 上川中央部市・町議会副議長会研修会（副議長↓旭川市）
- 28日 議会報編集特別委員会
- 当麻米産地形成協議会定期総会（議長）
- （正副議長・産業福祉委員長↓旭川市）

2月

- 1日 議会報編集特別委員会
- 2日 当麻町花き生産組合創立50周年記念式典並びに祝賀会（正副議長・総務文教・産業福祉・議会運営委員長↓上川町）
- 9日～10日 上川中央部市・町議会定期議長会議（議長↓比布町）



各委員会の活動についてお知らせいたします。

総務文教常任委員会

11月9日

○過疎地域自立促進基金条例の制定について

○当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等について

12月1日

○人権擁護委員候補者の推薦について

○陳情書・意見書について

産業福祉常任委員会

12月6日

- 農作物の出荷状況について
- 平成22年度産米の所得補償モデル事業並びに水田利活用自給力向上事業交付見込額について
- 人権擁護委員候補者の推薦について
- 陳情書・意見書について

議会運営委員会

11月15日

- 議会運営について
- 12月9日
- 第4回定例会の運営について
- 意見書の提出について
- 議員の派遣について
- 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 会期及び日程について

「議員会研修会」を開催

平成22年度の当麻町議会議員会研修会を昨年の11月26日に開催しました。今回は、上川総合振興局地域政策部地域政策課の主幹の河内能宏氏と市町村係長の伊藤洋史氏を講師に迎え「政治活動と選挙運動等について」講演されました。

今年4月の統一地方選挙に向けて、選挙公報のあり方や禁止される選挙運動について研修しました。



議案審議の結果

第4回定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任	12月15日
議案第61号	平成22年度当麻町一般会計補正予算(第5号)	原案可決	
議案第62号	平成22年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	原案可決	
議案第63号	平成22年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第1号)	原案可決	
議案第64号	平成22年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	
議案第65号	平成22年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	
議案第66号	平成22年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	
意見案第9号	北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書の提出について	原案可決	
意見案第10号	政府のEPA基本方針策定に関する意見書の提出について	原案可決	
	議員の派遣について	承認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について (総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議会運営委員会)	承認	

